

税 額 控 除 に 係 る 証 明 書

社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会

貴法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3号に規定する要件を  
満たしていることを証明します。

なお、この証明に係る有効期限は、次のとおりです。

平成30年11月7日から平成35年11月6日（5年間）

平成30年11月7日

広島県知事 湯 崎 英 彦

